

議員定数を4人削減

次期改選時から14人に

議員発議により 条例改正案を可決

今議会の会期2日目に議員定数を18人から14人に改める条例改正案が議員発議により提出され、会期最終日に記名投票による採決の結果、賛成多数で可決し、次期改選時から執行されることになりました。

議員定数等については、昨年の6月定例会で、「将来に向け定数等の問題を今から議論すべき」として議員定数等調査特別委員会が設置され、以後、12回にわたる調査、検討を重ねた結果、「本町の厳しい財政状況から14人とすべき」とする特別委員会の調査結果報告（要旨は左記のとおり）がされ、これに賛同する議員から条例改正の提案となったものです。

本会議では、はじめに提出者の前崎久信議員が次のような趣旨の提案理由を説明。

「税収の伸びによる財政規模の拡大が望めない中、地方交付税の削減、財政制度改革などに誠心誠意の財政試算がなされている。この深刻な現状を乗り切るには、行政・議会が一体となり

財政改革に取り組まなければならない。議会改革と行財政改革の実行速度を早めるためにも議会自らが範を示し、率先して定数削減に取り組むべきとの多くの意見から、4人削減の提案となった。また、議会は議決機関としての大きな権能と民意反映の責務を有するが、職務遂行に障害とならないよう、少数で最大の効果を上げ、より効率的な議会運営を図るため提案するもの。」

記名投票で 賛成13、反対3

この後、記名投票による採決が行われ、賛成13、反対3により提案どおり可決しました。

削減反対

これからの重要課題に対応するには定数を維持すべき



宗像密瑠議員

削減賛成

議会機能の強化必要だが今後の財政を考えるべき



菅野隆秋議員

いかに大変なことか、各階層から出てくる議員がけんけんがくがく議論をし、方向を間違えないよう、住民の意思を伝え、理事者に立ち向かわなければならないものと考えている。

当面、直面してくる問題として病院の問題があり、国の病院再編に向けての大きな判断が必要になってくる。これから重要な案件が続々出てくる。本物の行政改革はこれから始まるものである。そのときに、今の定数は最低限必要と考える。

よって削減に反対する。

特別委員会の新聞報道がされて以来、様々な町民から削減して大丈夫かという話を聞いている。

私自身、一人でも多くの議員の意見を聞いた上で民意を行政に伝えていきたいというのが本音であり、定数削減となれば、本当に自分の考えが正しいのか、ちゅうちょする案件が今後増えるのではと考える。

私が議会に出て一番困ることは、その場で判断を求められることであるが、こうした場面を考えた時に、人数が少ないということは

の引き下げを論じていることから考えると、今後、長いスパンでの交付税削減を覚悟しなければならない状況にあると考える。

本町の財政状況では、財政規模の縮小を前提にして町の将来像を描くことが必要になっており、こうした中でも財政再建と行政サービスを落とさない努力を追求していかなければならない。

財政指標を見ても本町の財政は硬直化しており、地方債残高は16年度末で約168億円という数字が明らかになっている。

これらの財政状況を考え、削減に賛成する。

議員定数は、行財政改革の柱ではなく、多様な民意の反映等の役割から議論すべきものであることは承知している。

あわせて議会と住民の意思が乖離しない努力が従前にも増して必要とされ、地方分権時代において、議会の団体意思決定を行う機能、執行機関の監視を行う機能の充実・強化がより求められていることも重々承知しているが、やはり、今日の財政状況を見なければならぬと強く考える。

今般、財務省あるいは経済財政諮問会議では地方交付税の削減や法定率

討

論

(要旨)



提案理由を説明する前崎久信議員



議員定数等について 特別委員会 調査結果を報告

平成17年6月の定例議会で付託された「美幌町議会議員定数等に関する調査」について、議員定数等調査特別委員会（委員長 前崎久信）から、延べ12回にわたった調査の結果がまとめられ報告されました。

厳しい財政状況から 4人削減し、14人とすべき

地方分権改革の進展により、議会の果たす役割はますます重要になってきている。このような時代にあって、地方財政制度の今後を推測した時、地方交付税制度改革に伴う更なる交付税の削減の流れなど、先行きは依然として不透明と言わざるを得ない。

本町においても、現下の厳しい財政状況から、平成18年度から平成21年度までの4年間における中期財政試算を行っているが、この間において約32億円の財源不足が生じると試算されている。

この深刻かつ危機的な現

状を打開するために、行政、議会が一体となり、不退転の決意をもって行財政改革に取り組むことが求められている。

こうした状況を踏まえ、当委員会は、将来における議員定数等の問題について調査・検討を行うことを目的に、平成17年6月定例会において設置され、以来12回の委員会を開催し、網走管内や道内外の類似市町村の状況などを参考にしながら慎重に議論、検討を重ねてきた結果、次の2項目について、意見の集約を見たので報告する。

1 議員定数について

議員定数は、地方自治の根幹に関わる重要な事項であり、定数削減は議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すべきものと認識している。

しかし、本町の厳しい財政状況を考慮すると苦しい判断ではあるが、次の一般選挙から、現在の定数18人から4人削減し、14人とすべきとの結論に至った。

2 議員報酬について

議員報酬は、議員活動の

活性化に大きく影響するものであり、現状では期待される役割を果たすには必ずしも十分とは言えない。

しかしながら、活動に見合うものに見直す情勢はなく、女性や勤労者・若年層の議会進出等、幅広い人材確保のための環境整備の観点からも、議員報酬は最低限、現状を維持しつつも、今後とも大いに議論を重ねる必要があるとの意見になったものである。

④ 議会の機能を果たすには、4人減は多すぎるとの意見はなかったか。
⑤ 総合計画の人口推計、行財政改革の面からも削減が必要との意見が多かった。近隣市町村の削減状況からも4名減の意見集約となった。

委員報告に対する質疑の中から

⑥ 報酬削減は、議員活動に大きな影響を及ぼすことから、最小限の議員数で最大の効果を上げて行こうとの意見集約となった。政務調査費は議員活動の活性化に不可欠であることから、今後の課題として検討すべきとの意見が多く出された。
⑦ 定数問題に関し町民の意識調査はしたのか。
⑧ 調査はしていないが、委員各位が民意を集約している」と認識している。

削減反対

一方の車輪のみ削減は将来に禍根を残す



大江道男議員

地方自治法上、本町の議員定数は26人であり、現定数18人がすでに法定定数から8人の削減になっている。

今日の市町村は、予算面、制度面の両面から中央集権下に置かれ、住民の願いと離れた行政を意に反して進められている。だからこそ、住民の目線に立つ議員、議会の役割が一層強く求められている。

本町でも人口の減少、中央政府からの交付金の極端な削減等で、いかに行政を運営するか、かつてなく大きな課題を抱えており、議員定数を人口2000人以上、5000人未満の町村規模に削減することは、適切な行政

運営上、決して前向きとは言えない。

町民世論の議会批判は、活発な議会、諸課題を前向きに解決する意義ある議会を求めているものであり、2万3000人の町民の負託に応える議会の活性化こそが、その批判に応える真の解決策と考える。

二元代表制の自治制度の下、車の両輪に例えられる議会のさらなる機能向上が求められている時代にあって、議会という一方の車輪のみを極端に縮小することは、本町の将来に禍根を残すものである。

よって削減に反対する。

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書

意見書を提出しました

現在、公定歩合が年0・1割、銀行の貸出平均金利が年2割以下という超低金利時代において、多くの消費者金融、信販会社等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利でさえ高金利といえるところ、貸金業規制法第43条の要件遵守（いわゆる「みなし弁済」）を条件に、出資法の上限金利たる年29・2割という超高金利で営業する実態があります。先般、最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示しました。長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これらの債務者が、払う必要のない利息のために苦しめられ、自己破産や自殺、犯罪といった社会問題を引き起こすに至っています。このような状況のもとで、国では、平成19年1月には出資法等の上限金利を見直すとしていることから、法改正に当たっては、次の事項について実現するよう強く要望いたします。

- 1 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。